

って行法を論じるものではなかった。たとえ行法の論争であつても、それは、摂折等の弘経方法論であつたり、あるいは唱題・読誦等の具体的行軌に則したものであり、受持を直接問題視するものではなかつたようである。最も受持に關係したものとして三業傍正論が挙げられるが、これも受持そのものを論じるものではない。日蓮教学史上において「受持」が重視されるようになるのはさらに時代が下つてからのことのようにである。もちろん、これは披見に及んだ限りの『本尊抄』末註の実例を通しての結論であり、他の多くの著書や教団史の流れを通して更に詳細な検討を要することは言うまでもない。また日蓮聖人の受持の概念との比較検討なども今後の課題とするところである。

立正安国論・開目抄に引用

された涅槃経について

久 住 謙 是

宗祖一期の化導を考える場合、摂折論を抜きにして論ずることはできない。特に折伏正意の方軌を除いて法華経の

行者日蓮はあり得ない。この観点より、立正安国論・開目抄の両御書を拝読するとき、前書は立正安国の理想を標榜された折伏実践のスタートを示し、後書は折伏弘通に必然的に惹起する法難、法華色説の結果が本化上行のご自覚に体達された、言うならば、折伏実践の結実、内鑑を吐露されたといえるであろう。

この折伏という積極的実践的弘通を法華経が末法に要請する法華自成の思想、勸持品偈文の予言と不輕品の行相に本拠されたことは知られるところである。また、宗祖の涅槃経引用に認められる依用傾向の一特色としても認知され看過することのできない問題である。この場合、天台の法華・涅槃相成の摂折論系譜の日蓮的展開と考えられるのである。

ここでは、前記両御書の折伏思想に、涅槃経がどのように引用され、宗祖の自行化他に援証していったか、管見を述べてみたい。

宗祖が、両御書に引用の跡を見、弘通のご生涯に一貫して依用された涅槃経の文に、(壽命品)

「若善比丘見壞法者一置不呵責驅遣^ニ善處^ニ當知是人非法中怨。若能驅遣呵責善處是我弟子真声聞也。」
がある。この折伏文の依憑を述べられて、

此経文にせめられ奉て、日蓮は種種の大難に値といえども、仏法中怨のいましめを免んために申也。」(阿仏房尼御前御返事)

等と、纏説されているところであつて、涅槃経の折伏文引用の基本的姿勢が窮えるのではなからうか。

しかし、両御書に所引される折伏文は画一ではなく經典を渉猟された類文に微妙な変化を認める。撰述の時間的推移・動機・目的・対告などの成立的因由によると共に、法華色説に伴う行者意識の深まりによる折伏化導の変遷と見做される。

立正安国論に引用される涅槃経は、第七番問答に一具して認められる。

一切大衆所問品・聖行品・梵行品によつて誹法の禁施と断命・断命の論証を説き、寿命品で国王及び四衆への付属を、金剛身品より三文を出して、護法者の武器執持の許容と、有徳王覚徳比丘の故事によつて護法の行と得果を語るのである。以上の四品について誹法対治の段を結んでいる。次の第八番問答に至つて、上述した禁施と断命の二者扱一が行われ、禁施に依る旨が明らかにされ、刀杖を持つとも命を断つべからず、と結論される。

知られるように、立正安国論は、立正の主張は終文の数

行に限られ、内容的には破邪にウエイトが置かれている。誹法の救済は正の具体的結論に導びく涅槃経の折伏文は重要な責を担っていると言える。国王付属や対治の手段を出すところは、社会的規制・国主・為政者の威勢力によつて法華経統一をもたらし、国難の克服を図る上奏の目的・諫暁の意図が引用文に顯示されていると考える。

特に、有徳王の護法談は、宗祖撰述御書中稀有の長文引用であらう。四五六字を敢えて採文し、正法の備よりむしろ釈尊の本生譚である国王の護法の功徳を顕説せしめている等から、宗祖における国主と出家・為政と宗教の仏者のサイドにおけるあり様、理想を示されたもので立正安国の思想の一端を的証していると言える。

これらの引用文は、守護国家論・災難興起由来・災難対治鈔等に一具したパターンで認められ、初期の折伏実践の傾向を示すものであらう。

開目抄には、上記の類文は頭われてこない。寿命品・如来性品・経疏等の文によつて、五綱判に示される能弘の師の折伏逆化が強調され、同じく如来性品・高貴徳王菩薩品・迦葉菩薩品・泥洹経の四依品等の引用は、三類の強敵、特に僭聖増上慢の誹法を詮顯し、金剛身品・寿命品等によつて、弘教の困難・正法の難信と護法の勸奨を説き、注目

されるところは、泥洹經四依品の過去の宿罪が護法の功德によつて現世に輕受するという値難觀の本拠となり、「此の經文日蓮が身に宛も符契のごとし。狐疑氷とけぬ。千萬難由なし。一一の句我が身にあわせん。」と、内省を吐露されているところである。

開目抄での涅槃經折伏は、法華唯一の現実対決の具体性を帯びると共に、折伏逆化が化導の方軌なることを闡明され、本化応化のご自覚と表裏した値難觀は、自行化他にわたる折伏へと深められ、出離生死の菩提行に止揚せられるのである。ここに、「立正安國論の折伏実践のスタートと開目抄における折伏正意の結帛が認められると共に、涅槃經引用の一傾何が、折伏文によつて看取されるところである。

日蓮宗寺院の出開帳について

北 村 聰

本発表は、開帳を許可する立場にあった幕府側の史料「開帳差免帳」（国会図書館蔵）を中心に日蓮宗の江戸出

開帳の特長、及び比留間尚氏「江戸の開帳」（『江戸町人の研究』第二巻所収）に示された江戸での開帳の性格の中で、日蓮宗の出開帳をどのように位置付けることができるかを考察しようとするものである。

日蓮宗寺院の江戸での出開帳は宝永二（一七〇五）年京都本圀寺が本所報恩寺で釈迦立像を出開帳したのがはじめで、慶応三（一八六七）年中山法華經寺の牛込円福寺での出開帳まで、一六三年間に延べ一八二回、八三ヶ寺の日蓮宗寺院が江戸に出開帳をしている。他宗の江戸出開帳については、寛文一〇（一六七〇）年の常陸國信太郡布佐村真福寺のそれが最も早い例で、慶応三年までに延べ五五五回の出開帳を数えることができる。

第一表は、承応から慶応に至る間に江戸で実施された開帳の年平均回数、承応～元文を前期、寛保～天明を中期、寛政～慶応を後期としてみたものである。これによると、①全体としては、後期やや尻すぼみの傾向をみせる江戸の開帳の中において、日蓮宗の寺院はむしろ積極的に開帳を進めている。

②全体としては、居開帳がやや多い中で、日蓮宗は出開帳が居開帳の二倍弱の割合で実施されている。ということが指摘できる。